No	公募に関するお知	らせ及び追加事項
1	温泉のボイラーを交換したのはいつか。またそのメーカーと型番は。	・取付け年月 平成30年2月 ・日本サーモエナー (KSL-1000)
2	温泉を日帰り温泉としても活用しても良いか。	・募集要項に定める用途指定による事業を実施 し、かつ、用途制限に抵触しない範囲であれば 可能です。
3	農林業体験施設は現在どのような使われ方が多いのか。	・温泉太鼓、みそ加工、団体の会議会場として 使用していました。令和2年度までは温泉太 鼓、そば・うどん作り体験、レザークラフト体 験で主に使用していました。
4	今までこの施設で働いていた従業員を紹介して もらえるのか。	・令和6年3月までの従業員は、指定管理者 (ケービックス(株))との雇用関係にあり、 市は従業員の連絡先を把握していません。な お、元従業員から市に、引き続き働きたいとい う問い合わせがあった場合には、紹介します。
5	譲受後の収支や経営状態などの報告義務はあるのか。	・渋川市への報告義務はありません。
6	運営方法や運営内容に関して、市から指示を受けるのか。	・渋川市は、指定期間中は必要に応じて物件の 状況把握を行うことができます。状況把握によ り、指定用途に供していないと確認された場合 は指導します。(要項44ページ契約書案第9 条)
7	温泉の使用保証金はいくらなのか、また事業を 廃止した際には満額返還されるのか。	・温泉使用保証金は1口150万円です。使用許可を受けた口数に応じ、渋川市が指定する日までに納入をお願いします。(渋川市小野上温泉供給条例第14条第1項)・温泉使用許可書を返還したときには、返還します。(渋川市小野上温泉供給条例第14条第4項)
8	土地所有者は誰か、またその土地所有者が借地 料を大幅に上げることはないのか。	・土地所有者の情報を渋川市から提供する場合、土地所有者の承認を得て応募書類提出者に 提供します。 ・借地料について、渋川市は関与しません。
9	令和19年4月1日以降、事業を終了した場合に建物の処分はどうするのか。土地所有者との取り決めはどうなっているのか。	・譲渡後の所有権は、事業者へ移転しますので、指定期間後の処分は、所有権者の判断によります。 ・土地所有者との取り決めは、土地所有者と事業者との契約によります。
10	土地を土地所有者から買うことはできるのか。	・土地所有者と事業者との協議によります。
11	温泉の利用料はあるのか、あるならいくらなのか。	・毎月1口当たり1万500円です。(渋川市小野上温泉供給条例18条) ・その他の受湯にかかる経費については、渋川市小野上温泉供給条例を確認してください。 (参考・給湯装置の管理費として毎月1口につき300円など)

12	契約保証金の返還時期はいつなのか。	・契約保証金は、事業者が温泉使用許可を受けた後、温泉使用保証金に充当します。精算による返還金がある場合は、精算手続き後になります。(要項8ページ6契約保証金)
13	土地所有者との協議の際に、市は仲介するのか。	・渋川市は仲介しません。
14	実際に改修する場合、どのくらい期間の休館が 許されるのか。	・具体的な期間の定めはありませんが、改修規模に見合った合理的な期間と考えています。当施設の改修等を行う場合に一定の期間の休業を要する場合は、市との協議が必要です。(要項6ページ4(5)譲渡後の用途指定)